

「介護施設の復旧等に配慮した地震津波関連法」の制定を求める意見書

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、岩手県、宮城県、福島県など東北地方を中心に甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となり、幾多の尊い人命が失われ、未だ多くの方々が行方不明となっている。

和歌山県でも、過去から幾たびも大地震に見舞われ、さらに、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生する可能性が極めて高いとされており、発生すれば、本県においても甚大な被害の発生が予想され、人命救助及び避難、住居・水・食料・衣類の確保、介護・医療などについて、早急な対策が必要である。

特に介護施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・ケアハウス等）は、高齢者が集団生活をする場であり、また、災害時には地域住民の避難拠点となりうる大切な社会資源である。

よって、国におかれては、被災した施設を建て替える際の補助率の大幅な向上、施設基準の一時的な緩和、緊急事業資金借入金制度の充実強化等、被災地域における介護施設の運営維持、早期復旧及び応援職員の受入等を円滑に実施するため、「介護施設の復旧等に配慮した地震津波関連法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年5月17日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
防災担当大臣
内閣官房長官